

(仮称) 町田市立国際工芸美術館の公益性及び高さに関する調査意見の補足説明

1 公益性について（建築基準法第 48 条第 1 項）

① 検討経緯及び市民説明

本件申請建物は、本町田にある市立博物館が、2008年に市民参加により実施された「事業仕分け」で「不要」と評価されたことに伴い、町田市にふさわしい博物館の在り方について検討を進めてきたことに端を発しており、以下に記載のとおり、学識経験者による検討、市民への周知及び意見聴取を経て計画されたものである。

2009年に、町田市にふさわしい博物館のあり方について、今後のあり方や運営の指針となる計画の基礎資料とするため、「町田市立博物館に関する意識調査」を実施した。調査は、無作為抽出した18歳以上の町田市民2000人を対象に実施し、回答率は35.8%（716通）であった。

主な内容は、

- ・博物館を知っている人は7割だが、行ったことがある人は全体の4割。
- ・博物館を知っていながら訪れていない人のうち、3人に1人は交通の便が悪いことを理由に挙げた。
- ・将来的に博物館がどこに建設されると良いかの回答としては「大きな公園の中やそれに隣接する場所」が最も多い。

等である。

2010年に、外部有識者等による「町田市博物館等の新たな在り方構想検討委員会」を設置し、「新しい博物館」の果たすべき役割は何か等について、展示機能をもつ市の施設を「美術系」「歴史民俗系」「自然系」の3分野に整理して検討を進めた。

委員会は、仏教史、美術史、博物館学、観光やまちづくり等の専門分野に精通した、美術館や博物館等の館長及び大学教授、建築家等6名の外部有識者と、小中学校の校長2名の計8名で構成され、2010年9月から2011年3月まで全6回開催された。

検討委員会の報告では、「美術系（国際版画美術館／市立博物館のうち美術工芸部門および収蔵資料）」の主な課題として、

- ・美術系の機能の連携による「美術ゾーン」を形成することで、事業コストの削減、集客力の強化等の相乗効果を高める
- ・博物館の美術工芸資料の保管場所の確保が急務
- ・バリアフリーやアクセスの向上が求められる

などが挙げられた。

上記の検討結果等を踏まえ、美術ゾーンの形成に向け、美術工芸部門における新しい美術館の整備に着手する方向性を定めた。

その後、2012年度に、美術館の建設候補地として、芹ヶ谷公園内の町田荘跡地、国際版画美術館北側、高ヶ坂都営住宅跡地の3か所を選定し検討を進め、2013年度に、町田市経営会議において、(仮称)町田市立国際工芸美術館整備に向けた基本的な方向性を決定した。

2013年4月に、工芸史、文化財、建築等の各分野の学識経験者8名による「(仮称)町田市立国際工芸美術館整備基本計画検討委員会」を設置し、2014年5月までに全6回開催し、美術館の建設に向けた検討を進めた。

その間、2013年6月及び2014年4月の計2回、基本計画策定に向けた市民説明会を実施し、また、2014年3月から1ヶ月間、基本計画素案に対する市民意見の募集を行った。

これらの検討委員会や市民説明会及び市民意見募集を経て、2014年6月、美術館の整備や事業運営を進めていくにあたっての基本的な考え方をまとめた「(仮称)町田市立国際工芸美術館基本計画」を策定した。建設候補地については、駅からのアクセスや中心市街地との回遊性を重視し、国際版画美術館北側とすることを定めた。

2015年、公募型プロポーザルにて設計者を選定し、基本設計を開始するとともに、並行して、2015年9月から2016年2月にかけて設計案についての説明会を開催した。近隣住民の方々から「圧迫感を与える」、「建築配置について、より斜面側に寄せることはできないか」、「子供たちが遊んでいる水場のスペースが狭くなるのでは」、といったご意見をいただいたこと等から、2018年に、“子ども”と“体験”という新たな視点を取り入れ、まちなかとのつながりや回遊性なども含め、総合的な視点から公園の在り方と一体的に検討することとし、基本設計を見直した。

その後、2019年に、芹ヶ谷公園“芸術の杜”公園・美術館一体整備におけるデザイン監修及び設計業務受託候補者選定のための公募型プロポーザルを実施し、現設計者を選定、再度基本設計を実施し、「芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアムの整備」に係る事業として現在の計画となった。

② 都市づくりとの整合について

芹ヶ谷公園は、第一種低層住居専用地域内の都市計画公園であるとともに、町田市の都市づくりの基本方針である「町田市都市づくりのマスタープラン」に示す土地利用の方向性の中で、「都市拠点において活用を図る公園」として位置付けられている。「都市拠点」である町田駅周辺の商業施設等と一体となって、魅力的なみどりやにぎわいのある、駅周辺からの快適な歩行者ネットワークで結ばれた、回遊性の高いまちを目指した「広域都市拠点」とされている。(仮称)町田市立国際工芸美術館の計画は、都市づくりの方針に適合するものと認められる。

③ 防災に関する事項

芹ヶ谷公園内に位置する(仮称)町田市立国際工芸美術館は、施設としての防災上の位置付けは無いが、芹ヶ谷公園自体は、一時的な避難や自主防災組織が互いの安否確認を行う「避難広場」として位置付けられており、一定の防災機能を有する。

また、隣接する町田第二小学校や町田第二中学校は、災害等により避難をする場合の「避難施設」として位置付けられており、かつ、グラウンド等の広いスペースを有するため「避難広場」としての役割も兼ねている。

④ 版画美術館と申請建物とが一体的に整備されることによる有益性

前述したとおり、2010年度以降、有識者による検討会等により様々な検討を重ね、美術系の機能の連携による「美術ゾーン」を形成することで、事業コストの削減、集客力の強化等の相乗効果を高めること等が提言された。

それを受けて、町田市は、芹ヶ谷公園自体を“芸術の杜”として整備し、同時に、我が国唯一の版画を中心とする版画美術館と、日本トップクラスの工芸品を収蔵する(仮称)町田市立国際工芸美術館とを一体的に整備し連携を図ることにより、それぞれの価値や魅力が高まり、より多くの方に見に来てもらえ、芸術に触れる機会を提供するものである。

また、公園に遊びに来た人が自然と美術館に足を運び、文化・芸術に触れること、それによる様々な体験、感動を提供することで、市民生活の向上につながるものである。

さらに、美術館職員等の執務室や美術館のエントランス、窓口、来場者の動線等の一部共有により、運営側の連携強化や建物の省スペース化、事業コストの削減を実現している。

以上より、建築基準法第48条第1項に規定する「公益上やむを得ない」ものに該当す

ると考える。

2 住環境への影響について（建築基準法第 55 条第 3 項第一号、同法第 48 条第 1 項）

本件申請建物は、第一種低層住居専用地域内の美術館の増築計画で、最高高さが 16.99m であり、同地域の高さの限度 10m を超えるが、以下に記載のとおり、周辺環境等に配慮された計画である。

- ① 申請建物は、都市計画公園内に立地しているため広い空地进行を有しており、かつ、隣接する住宅から十分な離隔距離を確保している。
- ② 景観上の配慮として、建物を分節配置し、それぞれ異なる外装仕上げとすること等による視覚的なボリューム感を抑え、周辺の樹木の中に隠れるような計画とすることにより、圧迫感を極力軽減している。
- ③ 町田駅から徒歩圏内であることから、施設利用者の増加に伴う芹ヶ谷公園周辺市街地への車による交通量の増加が見込まれない。

以上より、建築基準法第 55 条第 3 項第一号に規定する「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」もの、及び同法第 48 条第 1 項に規定する「第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがない」ものに該当すると考える。